

# 学術指導について

学術指導は、外部機関からの委託を受け、本学の教職員が専門知識に基づき技術相談・各種コンサル業務を行う制度です。

## 概要

対象	技術相談、コンサルティング業務など。
指導期間・回数	制限はありませんので複数年・複数回も可能です。
指導場所	基本、宇都宮大学の学内で行いますが、学外で行うことも可能です。
学術指導料	当該学術指導者の知識、ノウハウ等の提供の対価及び当該学術指導に直接必要な経費（直接経費）と、直接経費以外に必要となる間接的な経費（間接経費）の合算額をご提供いたします。なお、直接経費の額は双方で相談のうえ決定し、間接経費は直接経費の30%とさせていただきます。
手続き	学術指導申込書兼受託書をご提出→本学にて受託
知財等の取扱い	学術指導の結果生じた知的財産について、学術指導者の寄与分は宇都宮大学に帰属しますが、事案が発生した際に別途協議のうえ決定いたします。

## メリット

### 外部機関

- ✓ 兼業と異なり、教職員は本務として技術指導・各種コンサル業務を行いますので、教職員は学内の施設設備を利用することができ、より専門的で具体的な指導助言が期待できます。
- ✓ 学術指導の成果によっては、共同研究等に発展させることも可能であり、外部機関の課題解決に貢献できる可能性があります。

## 他制度との違い

制度	共同研究	受託研究	兼業	学術指導
制度概要	本学の教員と外部機関の研究者が外部機関から研究経費等を受け入れて、共通の課題について行う研究。	本学の教員が外部機関からの委託に基づき研究経費を受け入れて行う研究。	本学の教職員が外部機関からの委託を受けて、専門知識に基づき勤務時間外に学外で指導助言を行うもの。	本学の教職員が外部機関からの委託を受けて、専門知識に基づき勤務時間内に学内（学外も可）で指導助言を行うもの。
実施場所	学内外	学内外	学外	学内外
契約	共同研究契約	受託研究契約	個人	受託
研究開発	伴う	伴う	—	伴わない
間接経費	直接経費の20%（R4から30%）	直接経費の30%	—	直接経費の30%

## 契約の流れ

- 1 本学教職員・URAとの間で、学術指導の内容について打合せを行っていただきます。
- 2 お話がまとまった段階で、「学術指導申込書兼受託書」をご提出ください。
- 3 本学にて、学術指導の受託手続きを行います。
- 4 契約書で取り決めた方法で、学術指導料をお振込みいただきます。